

NO	施策	事業名 【事務事業 コード】	部名及びグ ループ名	開始 年度	終了 年度	事業 区分	会計 種別	Plan・Do																		Check		Action						
								事業概要				事業の成果、目標								各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【単位：千円】						第2期基本計画第3次実施計画期間 中(H24～H26)における事業内容の 変更・改善等の状況	評価		評価の判断理由、特記事項 など (妥当性、有効性、効率性、成 果)					
								事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業 の場合は、歳 取名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、 要綱等	指標名	単位	H24 実績	H25 実績	H26 目標	H27 目標	H28 目標	H29 目標	名称	H24 決算	H25 決算	H26 予算	H27 予算案					H28 予算案	H29 予算案			
23	4-①	私立幼稚園 協会教職員 研修費補助 金	保健 福祉部	子育てG	H14	-	ソフト	一般会計	私立幼稚園の教 職員の資質の向上 を図り、教育活動 を充実させること を目的とする。	H24	私立幼稚園 の教職員	私立幼稚園協会が実施、又は認める研修費等 について経費の一部を補助金した。	登別市私立幼稚園 協会教職員研修費 補助金交付要綱	対象研修回数	回	17	18	14	14	14	14	14	14	14	14	H24 以前	幼稚園教育を民間に委ね教育 力充実を図るため本制度を 創設したところであるが、長 期的な視野に立った幼児教育 のあり方、私学振興について 私立幼稚園協会と協議を行い 見直しを進める。	改善	幼稚園教育を民間に委ね教育 力充実を図るため本制度を創 設したところであるが、長期 的な視野に立った幼児教育の あり方、私学振興について私 立幼稚園協会と協議を行い見 直しを進める。	平成27年4月から始まる新た な給付制度の検討の中で、幼 児教育のあり方、補助内容の 見直しを検討する。				
										H25	上記のと おり	上記のと おり	上記のと おり	研修会受講者数	人	92	122	110	110	110	110	500	500	500	500	500					500	H26		
										H26	上記のと おり	上記のと おり実施予 定	上記のと おり	一般 財源									500	500	500	500					500	500	500	H26
										合計													500	500	500	500					500	500	500	H26
24	4-①	私立幼稚園 教材教具整 備事業補助 金	保健 福祉部	子育てG	H14	-	ソフト	一般会計	幼稚園園児の保 護者の負担を軽減 し、幼稚園教育の 充実を図ることを 目的とする。	H24	私立幼稚園 に通園する 園児の保護 者	保護者が負担する園児の学習活動に必要な教 材教具の購入に係る経費の一部を幼稚園の設 置者が減免する場合、減免額の一部を補助した。 (※補助金の額は、予算の範囲内とし制度創設 時から1人当たり4千円としている。)	登別市私立幼稚園 教材教具等補助 金交付要綱	補助金交付対象児 童数	人	623	582	685	685	685	685	685	685	685	H24 以前	本事業は公立幼稚園の廃止の 際に私学振興、保護者の負担 軽減として創設したところ であるが、長期的な視野に立 った幼児教育のあり方、私学 振興について私立幼稚園協会 と協議を行い見直しを進める。	改善	本事業は公立幼稚園の廃止の 際に私学振興、保護者の負担 軽減として創設したところ であるが、長期的な視野に立 った幼児教育のあり方、私学 振興について私立幼稚園協会 と協議を行い見直しを進める。	平成27年4月から始まる新た な給付制度の検討の中で、幼 児教育のあり方、補助内容の 見直しを検討する。					
										H25	上記のと おり	上記のと おり	上記のと おり	地方債																				H25
										H26	上記のと おり	上記のと おり実施予 定	上記のと おり	一般 財源									2,492	2,328	2,740					2,740	2,740	2,740	2,740	H26
										合計													2,492	2,328	2,740					2,740	2,740	2,740	2,740	H26
25	4-①	ひとり親家 庭等医療費 助成事業	保健 福祉部	年金・ 長寿医療 G	S48	-	ソフト	一般会計	ひとり親家庭等 の母子又は父子の 医療費に係る経済 的負担を軽減し、 母子及び父子家庭 の児童の健全な育 成を支援すること を目的とする。	H24	登別市ひとり 親家庭等医療 費助成条例第 3条に規定さ れるひとり親 家庭の母子又 は父及び児童	親の入院、指定訪問看護の医療費に対する助 成を行った。 児童の通院（0歳から就学前まで）、入院、 指定訪問看護の医療費に対する助成を行った。 (※住民税の課税状況や児童は年齢により助成 内容が異なる。)	登別市ひとり親家 庭等医療費助成条 例、登別市ひとり 親家庭等医療費助 成条例施行規則、 北海道医療給付事 業補助要綱	受給者数（年度末 現在）	人	1,680	1,633	-	-	-	-	-	-	-	-	H24 以前	事業実施中に不断の事務改善 を検討・実施しております が、事業内容に変更はありま せん。	維持	ひとり親家庭における医療 費を助成することにより、経 済的負担が軽減され自立促進 や児童の育成が図られる。	原則、北海道医療 給付事業補助要綱 に基づき、継続し て事業を実施して いく。				
										H25	上記のと おり	上記のと おり	上記のと おり	地方債																				H25
										H26	上記のと おり	上記のと おり実施中	上記のと おり	一般 財源									11,217	10,917	13,160	13,160					13,160	13,160	13,160	H26
										合計													29,476	25,139	30,209	30,209					30,209	30,209	30,209	H26
26	4-①	乳幼児等医 療費助成事 業	保健 福祉部	年金・ 長寿医療 G	S48	-	ソフト	一般会計	乳幼児等の医療 費に係る経済的負 担を軽減し、乳幼 児等の健全な育 成を支援すること を目的とする。	H24	登別市乳幼児 等医療費助成 条例第3条に 規定される乳 幼児等	就学前児童の通院、入院、指定訪問看護の医 療費に対する助成を行った。 小学生の入院、指定訪問看護の医療費に対 する助成を行った。 (※住民税の課税状況や就学前児童は年齢によ り助成内容が異なる。)	登別市乳幼児等医 療費助成条例、登 別市乳幼児等医療 費助成条例施行規 則、北海道医療給 付事業補助要綱	受給者数（年度末 現在）	人	4,043	4,095	-	-	-	-	-	-	-	-	H24 以前	北海道医療給付事業補助要 綱の改正により、所得制限 年度の引き上げが行われたこ とから、当市の制度について もあわせて改正を行った。	維持	乳幼児及び小学生に係る医 療費を助成することにより、 経済的負担が軽減され疾病の 早期診断、早期治療に繋が るとともに健全な育ちが図ら れる。	原則、北海道医療 給付事業補助要綱 に基づき、継続し て事業を実施して いく。				
										H25	上記のと おり	上記のと おり	上記のと おり	地方債																				H25
										H26	上記のと おり	上記のと おり実施中	上記のと おり	一般 財源									34,377	35,578	39,430	39,430					39,430	39,430	39,430	H26
										合計													71,364	65,207	75,269	75,269					75,269	75,269	75,269	H26
27	4-①	未熟児養育 医療給付事 業	保健 福祉部	年金・ 長寿医療 G	H25	-	ソフト	一般会計	医療を必要とす る未熟児に対し、 養育に必要な医療 の給付を行うこと で、乳児の健康管 理と健全な育成を 図ることを目的と する。	H24	-	-	-	給付者数（年度末 現在）	人	11	-	-	-	-	-	-	-	-	H24 以前	事業実施中に不断の事務改 善を検討・実施しております が、事業内容に変更はありま せん。	維持	未熟児は、正常な新生児に 比べて身体の発育が未熟であ り、疾病にもかかりやすくそ の死亡率は極めて高率である ばかりでなく、心身の障害を 残すことも多いことから、生 後すみやかに適切な処置を講 ずること、養育の対応が図ら れる。	原則、母子保健法 及び母子保健法施 行令、母子保健法 施行規則に基づ き、継続して事業 を実施していく。					
										H25	未熟児（登 別市未熟児 養育医療給 付事業実施 要綱第3条）	養育のため病院又は診療所に入院すること を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医 療の給付を行った。	登別市未熟児養育医 療給付事業実施要 綱、母子保健法、母 子保健法施行令、母 子保健法施行規則	地方債																			H25	
										H26	上記のと おり	上記のと おり実施中	上記のと おり	一般 財源									2,964	2,470	2,470					2,470	2,470	2,470	2,470	H26
										合計													0	9,411	10,434					10,434	10,434	10,434	10,434	H26

NO	施策	事業名 【事務事業 コード】	部名及びグ ループ名	開始 年度	終了 年度	事業 区分	会計 種別	Plan・Do															Check		Action																																				
								事業概要				事業の成果、目標							各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【単位：千円】							第2期基本計画第3次実施計画期間 中(H24~H26)における事業内容の 変更・改善等の状況	評価	評価の判断理由、特記事項 など (妥当性、有効性、効率性、成 果)																																	
								事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業 の場合は、数 値名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、 要綱等	指標名	単位	H24 実績	H25 実績	H26 目標	H27 目標	H28 目標	H29 目標	名称	H24 決算	H25 決算	H26 予算					H27 予算案	H28 予算案	H29 予算案																														
28	4-②	災害遺児手 当	保健 福祉 部	子育てG	S46	-	ソフト	一般 会計	遺児を養育する 保護者の負担軽減 を図り、児童の健 全な育成を支援す ることを目的とす る。	遺児を養育す る保護者	自然災害、交通事故により父母または父母の いずれかが死亡若しくは重度の障がいとなった 時、子ども（遺児）を養育する保護者に手当を 支給した。	登別市災害遺児手 当支給条例、登別 市災害遺児手当支 給条例施行規則	支給人数	人	3	0	0	0	0	0	0	国庫 支出金									H24 以前	事業実施中に不断の事務改善 を検討・実施しております が、事業内容に変更はありま せん。	維持	この制度が創設された昭和 46年当時と比べ、近年は損害 保険制度が普及し、その補償 水準も高くなっていることか ら、制度の存在意義が薄れて いるが、遺児を養育する保護 者への支援は必要である。	遺児を養育する 保護者への支援は 必要であるため、 今後も事業を継続 していく。																										
																																				H25	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	地方債																	H25	上記のとおり			
																																				H26	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり	一般 財源										360	0	240	240	240	240	240		H26	上記のとおり		
																																				合計														360	0	240	240	240	240	240					
29	4-②	児童扶養手 当支給事業	保健 福祉 部	子育てG	-	-	ソフト	一般 会計	ひとり親家庭の生 活の安定と自立を 促進することを目 的とする。	ひとり親家 庭の保護者	ひとり親世帯の所得に応じ、手当を支給する。 【支給額】 ○子ども1人の場合 全部支給 月額41,020円 一部支給 月額41,010円 ～9,680円 ○子ども2人以上の加算額 2人目 5,000円 3人以降1人につき 3,000円	児童福祉法	支給延べ人数	人	11,414	11,091	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	国庫 支出金	児童扶養手当給付 費国庫負担金	100,198	98,004	98,338	98,400	98,400	98,400		H24 以前	事業実施中に不断の事務改善 を検討・実施しております が、事業内容に変更はありま せん。	維持	本事業は、国庫負担（負担割 合3分の1）であり、ひとり 親家庭の経済的負担の軽減と 自立を促進するとの観点か ら、引き続き、必要な事業と 考える。	事業の継続を図 り、ひとり親家庭 の安定と自立の促 進を促していく。																										
																																				H25	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	地方債																					
																																				H26	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり	一般 財源										202,064	197,201	196,677	197,000	197,000	197,000	197,000		H26	上記のとおり		
																																				合計														302,262	295,205	295,015	295,400	295,400	295,400	295,400					

全会計 合計	国庫支出金	134,410	117,538	132,045	127,521	127,521	127,521
	道支出金	44,484	50,742	62,005	61,622	61,622	61,622
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他	52,518	50,018	53,526	53,610	53,610	53,610
	一般財源	402,965	409,303	445,451	429,993	429,993	429,993
	合計	634,377	627,601	693,027	672,746	672,746	672,746
一般会計 合計	国庫支出金	134,410	117,538	132,045	127,521	127,521	127,521
	道支出金	44,484	50,742	62,005	61,622	61,622	61,622
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他	52,518	50,018	53,526	53,610	53,610	53,610
	一般財源	402,965	409,303	445,451	429,993	429,993	429,993
	合計	634,377	627,601	693,027	672,746	672,746	672,746
区分【再掲】	H24 決算	H25 決算	H26 予算	H27 予算案	H28 予算案	H29 予算案	